

北九州地区労連ニュース

2025年2月号 No. 220

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

TEL 093-921-0747 Fax093-921-0284

メール k_oren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめずに電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

TEL093-921-0747

メール k_oren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

最賃の大幅引き上げを

2月10日北九州春闘共闘・地区労連は、小倉駅で最低賃金の大幅引き上げ宣伝行動に取り組みました。

1月21日、経営団体の日本経団連は、2025春闘の経営側の指針「経営労働政策特別委員会報告」を発表し、ベースアップを念頭に置いた検討を会員企業に求めました。

ただし、実質賃金のプラス化は、企業の賃上げだけでは困難とも書かれており、労働組合が要求に基きストライキなどで、たたかい要求前進を図る事が必要です。

全労連は、月額で3万2千円以上を求めています。経団連の報告は、1万8千円の要求も「きわめて高い水準」と難色を示しています。



◆くらせる最賃に

最低賃金の問題ですが、福岡県の最賃は、時間給992円です。この額で一日8時間、月21日、働いて17万円程度です。これでは安心して健康にくらしません。

福岡県労連の最低生計費の調査では、時間給で1700円は必要との結果が出ています。この結果をもとに、春闘共闘は福岡労働局に時給1700円実現を求めています。

福岡の最低賃金引き上げについては、福岡県最低賃金審議会が決めますから、県への働きかけも重要です。徳島県では、県知事が審議会に対して、周辺の自治体に比べ最賃が低いことが、人口流失の一因になっていること、大幅に引き上げるために県として中小支援などの具体的な対策をすると表明して、全国50円の目安を大きく上回る84円に決めました。

◆労働者の声を

徳島県の最低賃金審査会が、この引き上げ額を打ち出すため、徳島労連は、昨年8月にあった最賃審議会で、徳島県の民間病院で働く大学卒業後4年目の看護師の意見陳述に取り組みました。

この看護師の方は、看護師として徳島で働いているが、同じ大学を卒業して、神戸や大阪で働く友人の話を聞くと、ボーナスを含む年収では、100万円以上の差がある、同じ命を救う仕事をしているのに、これだけ差があると、給料の良い都会で働く方がよっぽど親孝行になるのでは、と考えてしまう、と訴えました。

さらに徳島では、将来の労働者となる大学生の意見も聞く場を持っています。

意見を述べた大学生は、東京のような都市部と徳島のような地方とは、最低賃金の地域間格差があり、その格差は広が

っている。このような格差は、地方を進路として選ばれにくくなる。

自身の姉が関東圏で働いているが、その理由は希望する仕事がないことと賃金が少ないことと述べ卒業後に徳島に就職しようと考えたが、徳島では稼げないので徳島を出ていくのではないかと感じている、と最賃審議会で話したことも大きな見直しにつながっています。

福岡県の労働局にも深刻な労働者の実態を訴えることができる、意見陳述の場を求めていく運動も訴え9人の参加でピラは300枚配布しました。

学園は就業規則を守れ

2月18日、東筑紫学園の永末先生の就業規則に基づく退職を求める裁判の第一回口頭弁論が小倉地裁で行われました。永末先生は、退職に関する規則「職員の定年は、次の満年齢の60歳に達した日より直後の3月31日をもって定年退職とする」としており、4月1日生まれであるものの、自身の定年について、事務局に学年的には1年長く働けるが「令和6年でなく令和7年ですね」と確認してきていました。ところが、学園は「令和6年の退職日3ヶ月前に退職」を通知し、団交でも頑なに「規則に基づく退職見直し」を拒否したため裁判となりました。退職の就業規則は、各会社で誕生日の次の四半期や誕生日までなど様々あります。

それを、これまで確認していたにもかかわらず経営側の都合で恣意的に変えることは、労働者が安心して働けなくなります。

地区労連は、永末先生勝利のために連帯してたたかいます。みなさんのご協力をお願いします。

いのちのとりて裁判！ 逆転勝利判決

1月29日福岡高裁は、生活保護基準引き下げ違憲処分取り消し等請求控訴事件で、各処分の違法性を認め取り消すという原告勝訴の判決を言い渡しました。

裁判の傍聴席には、定数を大きく上回る100人を超える支援者が集まり、判決を見守る中での判決でした。

裁判が始まって12年の歳月が過ぎていきます。2013年に生活保護費が切り下げられました。それは安倍自民党の公約に厚生労働省が忖度し、不当な物価下落の調査のもと切り下げたもので、「安倍政治を許さない」たたかいの下、福岡県労連も積極的に「いのちのとりて裁判」の運動に取り組んできました。

◆保護世帯の 実態無視が認められた

今回の判決は、生活保護者の生活実態に合わない調査がダメと認められています。

12年前、国は物価下落が約4,8%になることを生活保護引き上げの理由にしました。

その物価下落の要因は、テレビやパソコン・エアコンなどの

大型家電の価格が下がったことで生活保護世帯の消費動向と一般世帯の消費動向は違う

ことが、厚生労働省の社会保障生計費調査と比較すると分かるのに、その調査が信頼できないと国は主張しました。これを裁判所は、サンプル数から見ても十分根拠とでき、参考にすべ

さだったと裁判所が認め勝利判決につながりました。

弁護団は、「当該の人の消費実態を見てこの主張」が認められ、最高裁に向けて「強いメッセージ」となった判決と評価しました。

◆この流れを全国に

12時から、記者会見と報告集会が取り组まれました。

原告団の中島さんからは、「本場にありがとございませした」と感謝の言葉が述べられました。また、記者からの質問

に原告は、「物価高騰が続く、生活が苦しい。ガス・電気・水道をなるべく使わない。買い物も少しでも安いものを買うようにしている」と謝意と共に苦し

い生活の実態を訴えました。弁護団は、この判決をもとに12年前の切り下げ、減額を取

り消させる。生活保護水準を見直し、物価高騰に見合った改定につなげていく運動を強めた。1月31日は、院内集会もあり、本日の勝利判決を報告したい、と述べられました。



平和憲法を未来に

2月1日憲法共同センターは、小倉駅で宣伝・署名行動を取り組みました。

今年、戦後そして被爆80年の年です。今年こそ平和憲法を守り、大軍拡を止めさせ、市民の生活を応援する政治に変えましょう。

石破政権は、軍事費を過去最高の8兆7千億円もの予算を閣議決定しています。

11年連続で過去最大の膨張が続く、一方で能登半島地震被害者への救済・支援は十分と思えません。

岸田政権から安保3文書見直しで、相手国領内の拠点を攻撃できる「敵基地攻撃能力」の保有・強化をすすめ、昨年末は、福岡空港にオスプレイが

飛来し、これまで以上に、九州の基地強化が進められようとしています。福岡県内の築城基地で米軍との共同訓練や大分には、ミサイルの貯蔵施設が配置されてきています。

◆防衛力強化で国民に大増税

敵基地攻撃能力を保有することは、敵からの攻撃も想定され、自衛隊の司令部は地下に移す計画を来年度までに14拠点で計画され、その費用は726億円計上されました。

政府は、軍拡財源の確保のため、法人税を2026年4月から引き上げること検討しています。

検討では、それぞれ「防衛特別法人税」「防衛特別所得税」との名称です。

米国と一体で「敵基地攻撃能力」の保有・強化や司令部の地下化で市民の命が守れるでしょうか。戦争を起こさない努力こそ必要です。

◆戦争の犠牲は、いつも市民

戦争の犠牲になるのは、子ども・女性・お年寄り、市民です。これは、ウクライナ侵略・ガザ虐殺で見ても明らかではないでしょうか。

ガザ侵攻は、やっと停戦と段階的な人質開放がすすんできた、と報道されています。

ガザでは、4万6千人以上のパレスチナ人が犠牲になり、さらに多くの人が逃げまどっています。米国は、国連のガザ停戦要求に拒否権を行使して残虐な戦争を支えています。

ウクライナに侵攻したロシアも、「ウクライナ侵略を止めよ」の決議を拒んでいます。トランプ大統領は、グリーンランド・パナマ運河、カナダを米軍が支配すると言いだしました。これでは戦争危機は、さらに拡大する恐れが生まれま

す。世界戦争の危機が深まる中で「戦争放棄」を誓った日本国憲法が輝いています。

平和憲法を活かし、平和への橋渡しを日本政府に求めます、と参加者は、世界に誇る憲法を守るための署名を呼びかけ、多くの市民が応えていました。



防衛費倍増は国民負担で

2月2日ムーヴで平和をあ

きらめない北九州ネットの総
会が70人の参加で開催され
ました。活動の振り返りでは、

「ロシアのウクライナ侵略、イ
スラエルのガザ侵攻、シリア情
勢など戦争が日常になってい
る。日本国内では、自民党の裏
金問題が総選挙で自公を過半
数割れに追い込み、改憲勢力が
発議に必要な3分の2以下に
追い込んだ。19日行動などで

自民党の裏金問題やガザ攻撃
反対の宣伝は、反心も良かつ
た。トランプ大統領が就任し、
軍事的緊張が心配されるなか、
日本に求められるのは、憲法九
条に基づき友好関係を築き友
好・共存を目指すことで、その
ために引き続き運動を取り組
む」と池上弁護士から報告され
ました。

◆専守防衛を壊した岸田政権

記念講演では、防衛シャーナ
リストの半田滋氏が、「日本の
被団協がノーベル賞。日本も核
兵器禁止条約に加盟、せめてオ
プザバー参加してとの思い
がある。ドイツやベルギーは参
加して、アメリカの核の傘の下
で禁止条約に参加できないが
将来的に参加必要と自国の主



張を話している。日本は、NP
Tに協力しているというが、核
保有国は軍縮に向き合ってい
なく、NP Tは、機能していない
と講演を始められました。

アメリカの戦争に全面協力
する道筋は、特定機密保護法・
安全保障関連法・「共謀罪」法を
安倍政権が強行し、菅政権で
「土地利用規制法」の4つの法
律で憲法九条が「海外で武力行
使しない」という柱を安保関連
法で「密接な関係にある他国へ
の攻撃を存立危機事態」とみな
し、海外での武力行使、つまり
集団的自衛権行使できるとな
り、無力化してきた。

「防衛費は、対GDP2%」
と倍増するため、5年間で防衛
費43兆円。不足する財源は増
税などで賄う、としている。

◆膨張する兵器ローン

来年度の防衛予算は、8兆7
千億円と、3年間で3兆3千億
円も増えています。高額装備
品の取得費を分割払いする実
質的なローン、「後年度負担」の
新規分は6兆8953億円も
あることは、あまり知らされて
いません。

兵器ローンの総額は、「対G
DP比2%(約1兆1兆円)」を超
えており、毎年度借金に追われ
る自転車操業状態で他の項目
を圧迫します。

防衛産業への天下りも問題
です。三菱重工に19人、川崎
重工12人、NEC16人、三
菱電機12人、富士通9人が防
衛省・自衛隊から天下りし、契
約額が2.3倍から3.7倍へ
と爆増しています。

日米同盟を大切にすることに
しても、これは問題だと国会で追
及すべきです。

◆台湾有事は、 本当に日本の有事なの

九州・南西諸島にスタンド・
オフ防衛能力の配備として、奄
美・宮古・石垣・沖縄本島への
ミサイル網が構築され、福岡や
大分などの自衛隊も強化が進
められています。

米国の「戦略国際問題研究
所」は、台湾有事のシミュレ
ーションで中国軍が台湾への上
陸作戦の実行を想定した図上
演習で「米軍が即座に参戦し、
日本が米軍の国内基地使用を
容認し、参戦する」、中国側から
みれば「米軍の出撃を認めたら
日本の基地だけでなく、民間空港
や民間港湾が攻撃され、壊滅的
打撃を受ける」と見解を示して
います。

政府の言う「敵基地攻撃能力
の保有」で、抑止を高めれば安
全になるという主張は、一方的
なもので、軍事力強化は東アジ
アの不安定化を呼び込む。

湾であり、米国や中国ではな
い。対米支援は自滅に等しい。
そう考えれば、「米国第一」の
トランプ政権にすり寄るので
なく、自立外交・自主防衛を検
討することが大事。

そのためにも国会が少数与
党の現状を力に日米同盟を尊
重しつつも、無駄な兵器を買わ
せない、軍事産業への無駄遣い
を止めさせる、そんな運動を取
り組んでいくことが求められ
ている、とまとめられました。

**明治学園
不当配転闘争終結へ！
永井先生教壇へ復帰！**

北九州争議団共闘会議(議長・
中村忠徳北九州地域一般労働
組合委員長)が支援してきた
「明治学園不当配転闘争」が
和解に向けて大きく前進しま
した。2月5日、学校法人明治
学園、永井先生、全国私教連、
福岡私教連の4者は「覚書」に
署名し、2022年3月以降、
約3年間たたかわれてきた不
当配転をめぐる争いに終止符
が打たれつつあります。北九
州争議団共闘会議は地裁第一
審判決以降、積極的にこの争
議の支援に取り組んでしまし
た。永井先生は4月1日から
明治学園の数学教諭として教
壇に戻ります。おめでとう！
永井先生。

労働法コラム 第119

労働委員会の活用法



黒崎合同法律事務所

横光 幸雄 弁護士

1. 労働委員会とは

労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図ることを目的として設置された機関です。(労働組合法109条)

中央労働委員会(国の機関)と都道府県労働委員会の2種類があります。労働委員会の委員は公益委員と労働委員と使用者委員の3人で構成されます。

労働委員会では、労働組合と使用者との間の集団的労働紛争を解決するため、労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査などを

行います。

2. 不当労働行為の救済申立
このように労働委員会は、憲法28条で保護された労働者の団結権の実効を確保するための制度で、団結権が侵害された場合は不当労働行為として救済命令を出すこととなります。団結権が侵害され不当労働行為とされる場合の例示は以下の通りです。

3. 不利益取扱い(労組法7条1号)

労働組合員であることや、労働組合を結成しようとしたこと、労働組合に入ろうとしたことを理由に、その労働者を不利益に取り扱うことは明白な不当労働行為であり禁止されています。解雇、配転、ハラスメント、査定などあらゆる不利益取扱いは許されません。

4. 回交拒否(労組法7条2号)

正当な理由なく団体交渉を拒否することも団結権の侵害です。参加人数や時間などを一方的に制限したり交渉は開催したものの必要な資料を示さなかったり、のらりくらり対応して交渉を進展させないような態度も不誠実な回交ということでは2号に該当します。

5. 支配介入(労組法7条3号)

使用者が労働組合の運営に介入したり労働組合からの脱退を勧めたり、組合の悪口を言いふらしたりすることでも禁じられています。御用組合にすることを目的として組合に対し経費を援助するなどの便宜供給することも許されません。

6. 労働委員会への申立等を理由とする不利益取扱い(労組法7条4号)

労働組合を保障するべき労働委員会への申立等を理由にして不利益取扱いをすることが許されないのは当然のことと言えるでしょう。

7. 使用者から上記のような組

合活動への妨害があった場合、組合はすみやかに労働委員会に申立をすべきだと思います。ただ実際は北九州の場合、労働委員会が福岡市内にあるため北九州市内で発生した不当労働行為については福岡県労働委員会に申立するケースはあまり多くないようです。しかし、福岡県労連は、労働者委員の一部を連合推薦から県労連推薦の委員に変更させるなど労働委員会の活性化に尽くしてきており、せっかくの労働委員会をできる限り有効活用していくことが求められています。

さよなら原発北九州集会開催

3月9日勝山公園図書館横で13時から、「原発なくせ」の集会が開催されます。

東日本大震災・福島原発事故から14年経ちますが、今も故郷に帰れない方は、数万ともいわれています。被爆の実相、災害対策を知ることが、原発を無くすことにつながります。

みなさんの参加をお待ちしています。



★映画と読書のすゝめ

村田 紗耶香

「コンビニ人間」

(文春文庫)

今月はなかなかおすすめの本が決まりませんでした。いつも思いつき・気楽にお勧めしているのに、なぜか?というわけです。村田沙耶香さんの2016年に文芸雑誌「文芸界」(6月号)で発表された短編小説です。第155回(2016年)芥川賞受賞作。2018年に文庫版。もう読まれた方もたくさんいると思います。が「気が付いたんです。私は人間である以上コンビニ店員なんです。人間としていびつでも、たとえ食べに行けなくてものたれ死んでも、そのことから逃れられないんです。私の細胞全部が、コンビニのために存在しているんです」と主人公の言葉。「普通とは何か」を問いかける作品です。作者がコンビニでアルバイトをしていた経験が元になっています。

